

職権で生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について

1. 行政相談

認知症などで判断能力が大幅に低下している身寄りのない患者が病院に運ばれ、即時入院が必要なときなどに、福祉事務所が職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定し、医療機関に医療費を支払うことになる（その時点で国民健康保険及び後期高齢者医療制度は適用除外）。

その後、患者に資力があることが判明したときは、生活保護の費用返還義務が発生し、医療費全額の返還が求められる。

本来であれば医療費は被保険者として 1 割～ 3 割負担で済むのに、10 割負担しなければならないのは不合理なので、制度的な改善をお願いしたい。

- (注) 1. 行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条（委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。）による行政相談委員の意見である。
2. 平成 26 年 12 月 26 日、東京司法書士会は「生活保護費返還義務と社会保険制度の関わりについての会長声明」を出し、この問題について、本来、法や制度が予定しているものではなく、法制度の狭間で発生した偶発的な不利益であり、早急なる改善が必要であると述べている。

2. 制度の概要

（職権による生活保護の開始）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 25 条は、保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないとしている。

（生活保護費の費用返還義務）

生活保護法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(生活保護費の費用返還対象額)

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)では、生活保護費の費用返還については、原則、全額を返還対象とするとしている。

全額返還によって、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定の額を返還額から控除して差し支えないとされているが、控除の対象として列挙されているのは、盗難等不可抗力によって消失した額、家屋補修、生業等の一時的な経費で申請があれば保護費の支給が認められると判断される額等であり、医療費は控除対象には含まれていない。

(生活保護と医療保険との関係)

生活保護法第 4 条第 2 項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとしている。

そのため、被用者保険(健康保険、共済組合及び船員保険)の被保険者については、生活保護が適用された場合、医療費は、医療保険の給付が優先され、自己負担分が生活保護の対象となる(生活保護と医療保険の併用)。

一方、地域保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度)の被保険者については、生活保護が適用された場合、被保険者から除外されることとされている(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 51 条)。

これは、生活保護を受ける世帯や被保険者は、生活保護制度の性格からみて保険料の負担能力がないと認められ、また、一般に医療が必要なときは医療扶助が受けられ被保険者とする実益がないためである。

3. 東京高等裁判所による確定判決

令和 2 年 6 月、東京高等裁判所は、財産管理能力を失った高齢者に職権による保護を開始した事件について、医療費全額の返還請求があることの十分な理解を得ないままに行ったことに違法があったとし、医療費の返還請求(約 490 万円)を取り消している。

(事実関係)

A は資力を有していたが、高齢のため財産管理能力を失い、直ちに活用可能な資産がない状況にあった。

東京都 B 区は、A が当面の入院費用の支払もできない状態であるとして、職権で保護の開始を決定し、7 か月間に医療扶助費約 490 万円を支給した。

その後、B区は、Aが資力を有するものであったとして、保護費全額の返還を求める決定をした。

死亡したAの相続人は、保護を受けないで被保険者として医療を受けた場合の自己負担額約46万円を超える部分の返還決定の取消しを求めて裁判を起こした。

(判決の概要)

生活保護費の費用返還については、その全額を返還させることを原則としつつ、それが不可能又は不相当である場合には適切な返還額を定めることができ、返還額の決定も保護の実施機関の裁量に委ねられている。

一方、保護の決定自体が職権で行われている本件のような場合、保護費の全額の返還を求めることにより、被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか、法の趣旨目的に反する結果となっていないかなどの点について慎重な検討を要する。

本件では、保護費の全額の返還を求めた場合、医療扶助費(約490万円)は、被保険者である場合の自己負担額(約46万円)を大きく上回る負担となっており、その過大さは顕著である。

資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえ、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、このような場合には、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。

本件返還決定は、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることになるのに、この点について理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものである。被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求めているのは著しく衡平を失っており裁量権の範囲を逸脱した違法がある。

※ 下線は総務省が付した。

4. 東京高等裁判所の判決を受けて厚生労働省が講じた措置

令和2年10月、厚生労働省は、上記3の判決を受けて、扶養義務者への説明、扶養義務者への預貯金引出しへの協力依頼、市町村長による成年後見手続の迅速化を促す事務連絡(「認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護

法第 63 条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」（令和 2 年 10 月 2 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「令和 2 年事務連絡」という。）を発出した。

5. 同種事案の発生状況

総務省は、都道府県庁所在地を管轄する 47 福祉事務所に対し、令和 2 年 10 月～5 年 7 月における職権で生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について、情報の提供を依頼した。

① 医療費の返還請求件数

47 福祉事務所では、期間中、職権による生活保護（医療扶助）を 623 件実施していた。このうち、医療費の返還を請求したのは 21 件（全額返還請求は 10 件）であった。

職権適用	医療費返還請求		内訳	
623 件	あり	21 件	医療費全額	10 件
			資力の範囲内	11 件
	なし	602 件	資力なし・不明	465 件
			ホームレス	137 件

- (注) 1. 「資力なし」は、被保護者に資力がなく、生活保護が継続されている。
 2. 「ホームレス」137 件は、1 福祉事務所の件数であり、被保護者は退院後行方不明となっている。

② 医療費の返還請求金額

47 福祉事務所が期間中に行った医療費の返還請求のうち、300 万円を超えるものは 5 件となっており、いずれも請求額どおり返還されている。不服申立てや訴訟を提起されている例はなかった。

	医療費全額	返還請求額	返還額	備考
A	475 万円	475 万円	475 万円	後見人が資産を処分
B	398 万円	398 万円	398 万円	後見人が資産を処分
C	378 万円	378 万円	378 万円	遡及請求して受給した障害年金に返還請求
D	336 万円	336 万円	336 万円	財産を保有していたため全額を返還請求

E	676 万円	305 万円	305 万円	資力の範囲内で返還請求。生活保護は継続
F	334 万円	149 万円	149 万円	資力の範囲内で返還請求
G	949 万円	97 万円	97 万円	資力の範囲内で返還請求
H	276 万円	80 万円	— 円	資力の範囲内で返還請求予定
I	93 万円	70 万円	70 万円	資力の範囲内で返還請求
J	69 万円	69 万円	69 万円	本人死亡。相続人が支払い
K	214 万円	67 万円	67 万円	資力の範囲内で返還請求
L	41 万円	41 万円	0 円	未返還
M	40 万円	40 万円	40 万円	
N	33 万円	33 万円	33 万円	被用者保険と併用。自己負担分を返還請求
O	502 万円	31 万円	31 万円	手持金に返還請求
P	30 万円	30 万円	7 万円	分割請求中
Q	23 万円	22 万円	22 万円	資力の範囲内で返還請求
R	11 万円	11 万円	11 万円	
S	183 万円	7 万円	0 円	
T	159 万円	7 万円	0 円	遡及請求して受給した障害年金に返還請求（生活扶助分を優先、医療扶助分を劣後して請求）。ただし、未返還
U	19 万円	2 万円	0 円	今後、返還予定

(注) 障害年金は、5年分を限度として遡及して請求することができる。障害年金は、被保護者にとっては収入に当たるため、その分は保護費から差し引かれる。

③ 福祉事務所の意見

総務省が、47 福祉事務所に対し、職権により生活保護を適用した場合の医療費の返還請求について尋ねたところ、以下のような意見があった。

- ・ 単身高齢者の増加や孤独死の問題など、近年、社会的つながりの薄い高齢者が増えており、扶養義務者をはじめ、本人を支援していただける方が全く存在しない事案も増えている。そのような中においても、迅速・的確に職権保護をしていくためには、事後的に調整可能な仕組みが整っている

ことが不可欠であると考える。

- ・ 医療費の返還請求については、対象者の財産的・心理的負担はもちろんのこと、説得に当たり、煩雑な事務を処理しなければならない生活保護担当者の負担がとて大きい。
- ・ 意思疎通のできない患者、医療費の不払いを避けようと早急な職権適用を求めてくる医療機関を前に、令和2年事務連絡が求める事前の手続は実際には困難である。また、患者の身許が確認できても、関与を拒む扶養義務者もあり、後見人選任手続には相当の期間を要するのが実情である。
- ・ 生活保護と医療保険の調整に当たっては、患者の自己負担分の不払いと追加的な事務負担への懸念から、医療機関にはかなりの抵抗感があると思われるので、医療機関を介さず、生活保護部局と医療保険部局が直接調整する仕組みが望ましい。
- ・ 医療機関からの支払請求を一定期間保留する制度を設け、その間に各種調査や後見人選任手続を行えるようにできないか。

6. 論点

厚生労働省は、令和2年事務連絡により、認知症等により判断能力が不十分な者への生活保護を適用する場合の取扱いを示しているものの、それ以降も、本来であれば被保険者として医療費の1割～3割の負担で済むはずの者に医療費全額が請求されている例が発生しているため、生活保護（医療扶助）と医療保険における自己負担分とを調整する制度的な手当が行われるべきではないか。

7. 厚生労働省の見解及び対応

国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」という。）では、国民健康保険法第44条等に基づき、市町村は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額・支払免除や、一部負担金の医療機関等に対する支払に代えて市町村が直接一部負担金を徴収することとした上で、その徴収を猶予することができることされており、ご指摘のようなケースについて、市区町村の生活保護部局と医療保険部局の適切な連携の下、当該規定に基づく措置の活用が考え得る。なお、保険料（税）についても、特別の理由がある者に対し、減免や徴収猶予することができることされている（国民健康保険法第77条等）。

このため、今後、厚生労働省から、以下の取扱いについて、通知等を発出する予定。

- （医療保険部局宛て）

ご指摘のようなケースに係る国民健康保険等の被保険者について、医療機関等から一報を受けた生活保護部局から医療保険部局に情報提供があった場合には、医療保険部局と生活保護部局が適切に連携し、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、生活保護部局において職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、医療保険部局において一部負担金の徴収猶予等を活用すること。

- （生活保護部局宛て）

徴収猶予を活用することで、必要な医療を受けることができる状態となつて、急迫した状況から脱する場合には、職権により保護を開始するのではなく、徴収猶予の活用につなげること。

【関係法令等】

○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）（抜粋）

（被保険者）

第 5 条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。

一～八 （略）

九 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

十・十一 （略）

（資格取得の時期）

第 7 条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第 8 条 （略）

2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、第 6 条第 9 号又は第 10 号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。

（療養の給付を受ける場合の一部負担金）

第 42 条 第 36 条第 3 項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

第 44 条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第 42 条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第 42 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、前項第 1 号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第 2 号又は第 3 号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 (略)

(保険料の減免等)

第 77 条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（抜粋）

(被保険者)

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

- 一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者
- 二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

(適用除外)

第 51 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としない。

- 一 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- 二 (略)

(資格取得の時期)

第 52 条 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

一～三 (略)

(資格喪失の時期)

第 53 条 (略)

2 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者は、第 51 条第 1 号に規定する者に該当するに至った日から、その資格を喪失する。

(一部負担金)

第 67 条 第 64 条第 3 項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第 70 条第 2 項又は第 71 条第 1 項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

第 69 条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第 67 条第 1 項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第 67 条第 1 項の規定にかかわらず、前項第 1 号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足り、同項第 2 号又は第 3 号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 (略)

(保険料の減免等)

第 111 条 後期高齢者医療広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理

由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抜粋）

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（用語の定義）

第 6 条 （略）

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3～5 （略）

（職権による保護の開始及び変更）

第 25 条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第 19 条第 6 項に規定する保護を行わなければならない。

（費用返還義務）

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抜粋）

（審判の請求）

第 32 条 市町村長は、65 歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

○ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）（抜粋）

（審判の請求）

第 28 条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）（抜粋）

（審判の請求）

第 51 条の 11 の 2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抜粋）

（後見開始の審判）

第 7 条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

○ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号 (第 7 次改正:令和 3 年 1 月 7 日) 厚生労働省社会・援護局保護課長通知) (抜粋)

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。(保護基準額以内の額に限る。)
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 第 8 の 40 (注) の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(略)

(注) 自立更生のための用途に供される額の認定に関するもの

- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)
 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。
 - ⑥ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその

趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

(以下略)

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 0 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部生活保護担当課保護担当係長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護法第 63 条の適用を前提に保護を開始する
場合の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、生活保護法（以下、「法」という。）
第 63 条の適用を前提として保護を開始する場合の取扱いについては、「生活保護問答集に
ついて」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「生
活保護問答集」という。）問 11-4 でお示ししているところですが、今般、認知症等により
判断能力が不十分な方に対する当該取扱いにおける留意点を下記のとおりとりまとめまし
たので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内保護の実施機関に対
する周知をお願いいたします。

記

- 1 生活保護問答集問 11-4 でお示ししているとおり、医療費の支払い困難等を理由とし
て保護申請があり、法第 63 条の適用を前提として保護を開始する場合、本人に法第 63
条の取扱いについて十分に説明し理解を得ておくことが適当であるが、認知症等により
判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、本人の扶養義務
者等が判明していれば、当該扶養義務者等に対しても説明を行うこと。
- 2 本人の預貯金口座が判明している場合、当該預貯金口座のある金融機関が本人の扶養
義務者等による預貯金の引き出しに対応しているか確認し、対応している場合は、当該
扶養義務者等に対し協力を求めること。
- 3 認知症等により判断能力が不十分で成年後見の申し立てが必要であるが、申し立てを
行う扶養義務者等もない場合は、保護の実施機関において中核機関（「成年後見制度利
用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）における、権利擁護支援の「地域連携

ネットワークの中核となる機関」をいい、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行うもの。)等と連携し、必要に応じて老人福祉法第 32 条等の規定による市区町村長による申立てを行うよう促す等、必要な支援を図ること。

以上